

水銀排出施設に関する水銀等の排出基準（施行規則別表第3の3、附則別表第1）

番号	施設名		排出基準		備考
			新設	既設(注2)	
1	小型石炭混焼ボイラー		10	15	
2	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー		8	10	
3	一次 施設	銅又は工業金	15	30	
4		鉛又は亜鉛	30	50	
5	二次 施設	銅、鉛又は亜鉛	100	400	
6		工業金	30	50	
7	セメント製造の用に供する焼成炉		50	80 (注3)	
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水 汚泥焼却炉)		30	50	
9	水銀含有汚泥等の焼却炉		50	100	

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な回収(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新設施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日において現に設置されている施設(設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) 原料とする石灰石1kg中の水銀含有量が0.05mg以上であるものについては、140 μ g/Nm³

水銀排出施設にかかる水銀量等の算出方法(施行規則別表第3の3 備考3)

施設の種類の	測定方法	O _n
熱源として水銀を使用する施設 別表第3の3 3~6に掲げる施設	$C = C_s$	-
別表第3の3 1及び2に掲げる施設	$C = (21 - 0_n) / (21 - 0_s) \cdot C_s$	6
別表第3の3 7に掲げる施設		10
別表第3の3 8及び9に掲げる施設		12

C : 水銀等の量(μ g)

O_s: 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。)

C_s: 環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を温度が零度であって圧力が一気圧の状態における排出ガス11 m³中の量に換算したもの